

長野市農業委員会第 25 回総会議事録

1 日 時 令和 7 年 2 月 28 日 (金)
開始時刻 午前 10 時 00 分 終了時刻 午前 11 時 38 分

2 場 所 講堂 (第二庁舎 10 階)

3 出席委員

1 番 阿部 孝二	2 番 北村 守	3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保	5 番 久保田清隆	6 番 野池 久
7 番 長谷部 孝	8 番 小池 知永	9 番 渡邊 美佐
10 番 小林 清男	11 番 清水 貢	12 番 鈴木啓佐利
13 番 奥山 雅茂	14 番 山本 忠宏	15 番 柰津 光博
16 番 北澤 万正	17 番 横山 幸季	18 番 高木喜久夫
19 番 曾根 信一	20 番 花見ひとみ	21 番 近藤 利章
22 番 宮崎 治夫	23 番 善財 良治	24 番 佐藤 隆
25 番 和田 修		

4 欠席委員

5 会議に出席した職員

農業委員会事務局

参事兼事務局長 浅川 清和 主幹兼事務局長補佐 笠井 英明 事務局長補佐 松橋 秀樹

事務局長補佐 西村 武次 係 長 曾根 明美 係 長 駒村貴久美

主 事 成島 和沙

農業政策課

主 事 中野 修平

6 議 事

(1) 農地法等に係る事項について

議案第 234 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 235 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 236 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 237 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第 238 号 農振除外等に係る意見聴取について

議案第 239 号 非農地決定について

報告第 74 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告第 75 号 農地法第 5 条の規定による届出について

報告第 76 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について

報告第 77 号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第 240 号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の検証・見直しについて

曾根会長代理　ただ今から第 25 回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は、在任委員 25 名中 25 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長　改めまして、皆さん、おはようございます。早朝から、なおかつ、本日、午後は研修会ということで、今日は、オール 1 日、農業委員会の会議ということですが、よろしく願いをいたします。

気候のほうも三寒四温、少しずつ暖かみも感じてきております。うちの庭も、ようやくフキノトウが出まして、食卓にも 2 度ほど、油みそで登場いたしまして、春が来たなということを肌で感じる最近でございます。一方、果樹であれば、剪定作業の追い込みということもありまして、せわしい日々を最近、送っております。今日は、28 日ということで、2 年間、この 19 期も、無事ここまでやってまいりました。あと 1 年間、私ども、任期あるわけですが、ラストスパートの仕上げの年ということで、気持ちも新たに活動を推進してまいりたいというふうに思っております。

農地つぶやきの今日の所を書いておきましたけども、いよいよ地域計画が、25 年度 4 月 1 日からスタートいたします。今後、地域計画という言葉があらゆるところで出てくるということで、改めて、私ども、自分たちで作った自分の所の地域計画がどんなものであったかということ、もう一度復習をしていただくと同時に、これから地域の住民の皆さん方に、いかに PR していただくかということが非常に大きな使命となってくるので、よろしくお願いをしたいと思います。今日、午後は、この辺について、若干お話が農業政策課さんからもあります。

それから皆さん、ご承知のとおり、お米がないということで、去年から話題になっています。令和 7 年度のお米の生産、いわゆる作付け目安につきましては、長野県、それから長野地域、それから長野市ともに、いわゆる農業再生協議会の中で関係者が集まって、ほぼ決定をいたしました。ここに記載をしてありますように、長野市の場合は、7,700 トンを今年は生産、作付けしようということでございます。今までは、いわゆる栽培を抑えるという方向でしたけども、去年からは、希望があれば全て作付けしてもいいというぐらいの全体的な規模になってきています。当然、これは計画的な栽培で、これから各農家に対して栽培の目標数字をご提示申し上げますけども、全体とすれば、今までは抑制気味でしたけども、これからはどちらかといえば、栽培を増やさ

なきやならんような、そういう起点に立ってきたなというのは、日本国内全体の今の動きじゃないかなというふうに思っております。各農家に対しては、近々、組合、農協さん経由で、ほとんど通知がいくと思いますので、その内容を見ながら栽培に取り組んでいただくというふうに思っております。

それから裏側に、ご覧いただきたいんですけれども、長野市のまちづくりアンケートというのを、毎年、秋に実施してます。その中で、市民の皆様の関心事といえば、福祉関係だとか、道路関係とかいうことが大体で、通常なんですけれども、私ども、農業関係が久々に上位の4番目に、農業者の担い手不足どうするんだとか、それから、この異常気象における品質、数量の確保は大丈夫なのかという、農業に関する市民の関心が高まってきたという数字が出ております。この背景には、当然、昨今の食料の安全保障を含めた食料危機というものもございまして、それぞれの農家の皆さん方、それから非農家の皆さん方も、いわゆる食料に対して、いろいろな大きな変化を肌身で感じてきたのではないかなというふうに思っています。特に非農家の方でも、家庭野菜をやられている方は、なかなか高温多雨の中で、どういった、いわゆる自分の食卓に乗るような野菜が取れるんだろうかというようなことで頭を悩まされた経験から、農業、食べ物が大事じゃないかなというようなことも、こんなところに現れているんじゃないかなというふうに思っております。最近、議会でも、結構質問が非常に多いです。質問、それから意見、建設的な提起。ですから、そういった面で、いよいよ農業も、長野市においても脚光を浴びてきたなというふうに、私は思っております。

実は先月の30日に新規就農者と市長との懇談会を行いました。今年は新規就農者、いわゆる国の支援事業と、それから長野市の親元就農支援、この制度を使った対象者が全員で9人おられるそうです。参加者は全員参加というふうにはいきませんでしたけれども、非常に明るい材料を振りまいてもらったというふうに思っております。いずれにいたしましても、これから担い手の方というのが非常に私たちにとっても金の卵だということで、いろんな形で農業委員会、農業委員さん、推進委員さんにご支援いただきながら、ぜひ一人でも多くの担い手を育てていきたいというふうに考えています。

今日の議題、いくつか大事な内容もたくさんございますので、忌憚のないご意見をいただきながら、スムーズに進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

曾根会長代理 ありがとうございました。続きまして、浅川局長より挨拶をお

願います。

浅川参事
兼事務局長

おはようございます。お疲れさまでございます。だいぶ日差し
のほうも春めいてまいりましたけれども、まだまだ寒い日が続い
ております。委員の皆さま方におかれましては、引き続き大変ご
苦勞をお掛けしておりますが、よろしくお願いをいたします。

私からは、本日、資料をお手元に配らしていただいております
て、来年度の長野市の予算につきまして、若干、ご説明をしたい。
長野市議会が一昨日、3月議会の開会をいたしまして、来月25日
に採決が予定されております。その概要につきまして、こちらの、
白黒で申し訳ございませんが、資料のポイントのみ、ご説明を申
し上げます。

表紙ですが、これ、ページが2ページとなっておりますけれども、
長野市の来年度の当初予算、総額で3,109億円と右側にございま
すが、うち一般会計は1,931億円と、対前年比280億円増、超大
型の予算となっております。一般会計の特徴ですが、未来への飛
躍と銘打ちまして、四角で三つほどございますが、国体が控えて
おります。その関連施設の整備ですとか、オリンピック施設の改
修費がかさんだことが要因でございます。

おめくりをいただきまして、次が、これ、3ページというふう
にはなっておりますけれども、主な施策をこちらのほうにまとめ
ております。健康福祉、地域防災うんぬんと。そして、一番下、
右側になりますけれども、農業といたしまして、16億円計上して
いると、こういうことでございます。そして、その農業の関係は、
次の5ページ、30ページとなっておりますけれども、こちらのほう
に主なものを掲げておりまして、まず、1番、新規事業で企業等
参入支援補助金でございます。これは新たに営農を始める企業等
に対しまして、農地の賃借料、購入費、あるいは施設園芸設備等
に補助をする、こういうものでございます。次の2は、これは松
代の農業研修センターですが、こちらに、りんごのコースを新た
に設けると、動いてございます。それから、次の3、農業機械化
補助金でございますが、こちらも昨年度からは、約2,000万円ほ
ど増額して拡大しているというところでございます。おめくりを
いただきまして、次に4、こちらは農×食体験ツアーということ
で、これまでの農業体験に加えて、農業以外のこういった体験活
動も加えて、ツアーとして募集をしていると、こういうものでご
ざいます。それから、5の売れる農業の推進。それから6のへー
ゼルナッツの振興。こちらもいずれも継続して推進すると、こう
いうことでございます。

続いて、次が36ページとなっておりますけれども、来年度の一般
会計のまずは歳入の内容です。主なところだけご紹介いたします

と、一番上の1、市税ですね。市税は前年比20億円の増と。それから中ほど下、14、国庫支出金ですね。これが75億円の増。そして、一番下、21の市債。これ、借金ってことになるんですけども、こちらが147億円の増と、こういったところが主な増加の部分です。

そして、最後の裏面ですが、歳出の目的別になります。主なものは、例えば、3番の民生費、7番の商工観光費、10番の教育費、こういったところが増となっております。6番、中ほどにございますが、農林業費につきましては、24億5,000万円、昨年比べ、1億1,000万円の増でございます。

以上、大変、簡単ではございましたけども、こちら公表用の資料で、ポイントのみのご説明をさせていただきました。なお、農業委員会の関係の予算につきましても、増額をさせていただいております。来年度は委員の改正の年に当たりますものですから、それに伴う作業服の購入費ですとか、だよりが来年100号を迎えるということで、100号記念発行費の分の増額ですとか、あるいは、農政懇談会の懇親会費に若干ではございますけども、来年度、助成金を計上させていただきました。

それでは、本日は午後1時から、引き続き、合同研修会を予定しています。よろしくお願いをいたします。私どもも、また残り1カ月ございますけども、しっかりと進めてまいりますので、引き続き、よろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議長 それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、委員各位にはご協力をよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。ご容赦いただきたいと思います。

最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号2番 北村守委員及び議席番号3番 駒村保幸委員、両2名の委員さん、よろしくお願いいたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件に関しまして、当事者または関係者となっている方がございましたら、お申し出ください。特にございませんかね。

【該当なし】

議 長 では、ないということで、確認をいたしました。それでは、次に議案の訂正等の報告を事務局からお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。初めに資料の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けしてご持参いただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧確認用のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。なお、議案の訂正につきましてはございませんでした。議案の訂正等につきましては、以上でございます。

議 長 それでは議事に入ります。農地法等に係る事項について審議を行います。議案第 234 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第 234 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 1 ページをご覧ください。番号 1 番から 5 ページの 19 番までの 19 件でございます。内容につきましては、19 件全てが所有権移転案件でございます。農家創設の案件は 11 番、14 番、19 番の 3 件でございます。10 アール未満の案件は、3 番、5 番、7 番、9 番の 4 件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して、耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、先月、1 月の総会でご質問がありました案件につきまして、確認ができました範囲で回答させていただきたいと思えます。内容でございますが、農地法第 3 条の所有権移転におきまして、東京都在住の渡人が所有する 4 反 5 畝の農地のうち、7 畝を所有権移転した案件でございます。ご質問の内容は、受人が取得した農地は 7 畝でしたが、今後、受人は、それ以上の農地の取得を希望しているのか、また渡人の残った 3 反 8 畝の農地は、現在どうなっているのかというご質問でございました。今回、受人に確認しましたところ、現時点では、規模拡大は考えていないというご返事でございました。また、渡人の残った農地 3 反 8 畝につきましては、航空写真で確認しましたが、いずれも耕作がされておりました。ご質問の回答につきましては、以上でございます。

議 長 それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づ

いた意見の報告について、農家創設を含めてお願いをいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番及び2番をお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1番につきましては、既存の農地を所有する受人がその隣接地を取得して、りんごを植栽したいというものでありまして、無償での所有権移転であります。それから2番は、現在、貸借関係利用権設定をしてありまして、ぶどうを栽培中ですが、それぞれ要件を満たしておりますので、3条による許可が妥当ということで判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、3番から7番についてお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。3番につきましては、有償の10アール未満の所有権移転事案であります。受人は、岡山県から移住して、購入する家に隣接している農地を取得して、家庭菜園を行うというもので、許可要件を満たしている事案であります。4番目につきましては、有償の所有権事案であります。受人は、自宅に隣接している農地を購入して、野菜の栽培を行うもので、許可要件を満たしている事案であります。5番目につきましては、有償の10アール未満の所有権移転事案であります。受人は、市内から芋井地区へ移住を希望して、空き家を購入し、購入した住宅に隣接している農地を取得し家庭菜園を行うもので、許可要件を満たしている事案であります。6番目は、有償の所有権移転事案であります。受人は、自宅に隣接している農地を購入して、野菜の栽培を行うもので、許可要件を満たしている事案であります。7番は、無償の10アール未満の所有権移転事案であります。本件は、夫婦間の生前贈与であり、夫は健康に不安要素もあり、自宅に隣接している農地を生前に妻名義にするというものであり、許可要件を満たしている事案であります。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、8番から10番について、お願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。まず、8番は兄弟間の所有権移転なんですけども、渡人のお兄さん、これは県外に住んでおりまして、長年、弟さんが耕作をしていたということであります。従って、許可条件に適合しているということで判断をいたしました。9番ですけども、これは空き家購入に付随して農地を購入したいという案件であります。受人は、10アール未満の農業者に、これからのんですけども、いろいろ話を聞くと、もともと家庭菜園を熱心にやっておるという経験があることから、調査会では問題ないというふうに判断をいたしました。10番ですが、これも知り合いの間で、長い間、受人が農地を耕作をしてきておりまし

て、今回、正式に所有権移転を行って整理をしたいというものであります。問題はないということから、調査会では許可相当というふうに判断をいたしました。以上になります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、11 番から 13 番お願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。南部地区の調査会では、11 番から 13 番について審議をいたしました。11 番につきましては、農家創設で有償の所有権移転によるものです。受人は、10 年ほど前に神奈川から移住してこられまして、篠ノ井有旅での生活にも慣れ、子育ても一段落したということで、農業を始めようと思ったということでございます。昨年 12 月の 3 条案件で、自宅に隣接する農地を取得したところですが、同一の渡人が所有する住宅が農地付きの空き家バンク物件となったため、これも購入したいと考え、今回の申請となりました。空き家には、親族が居住する予定でございます。耕作は受人ご夫婦が責任を持って行っていくということです。本件は農家創設の案件であり、地区調査会にて、受人本人より説明をいただきました。これまでに農業経験がないため、近隣農家の方に相談しながら、自家消費用のきゅうり、なす、トマト等の野菜ですけれども、耕作する予定でございます。

続きまして、12 番ですけれども、所有権の移転によるものです。受人は既に農業をされており、信更町の宮平という地籍で、菊とセダムを栽培されております。本件は、篠ノ井岡田の申請地についても、15 年前から受人が耕作してきたとのことで、今回、所有権移転のために申請されたものです。現在、作付けしているセダムを引き続き、栽培されるということです。

続きまして、13 番ですけれども、有償による所有権移転によるものです。受人は既に農業をされている方で、本件申請地は、中間管理機構を介して別の耕作者に貸していたものですが、隣接の耕作者である受人から取得希望があったため、貸借期間の満了をもって、今回の申請となったものであります。作付けの予定作物は、水稻とのことです。11 番から 13 番、いずれも許可条件に適合しており、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは、東部地区調査会長から、14 番から 19 番をお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。まず 14 番ですが、農家創設の案件です。受人は、過去にも農地の取得を計画された中で、調査会において農家創設の説明にもおいでいただいたことがあります。ただ、そのときは直前に破談となって、今回、改めて農地の取得に伴っての農家創設ということで、調査会での説明をいただきました。当該農地は、農家相談会で渡人から、田んぼ一筆、畑地一

筆、贈与されたいというような申し出があった中で、畑地については、以前に、地元の推進委員さんのほうで取得をされて、今回、残った田んぼのほうを贈与されるというものです。受人は、中学生の硬式野球の運営をされているということで、農作業の経験が子どもたちにもしてほしいというような中で、農地を取得されました。水稻を栽培するという予定ではあるんですけども、ご兄弟のほうで、水稻を栽培されているという中で、この農地については、野菜を主に耕作する予定ということでございます。

15 番につきましては、受人は、以前に法人の農家創設をされた方です。二筆のうち、一筆は、以前から賃借によって耕作をされていたものです。そんな中で、その二筆の渡人から高齢等で農作業ができないという中で、譲渡の打診があり、今回、取得をされたということです。受人は、えのきだけの栽培を主に行っておりますけれども、事業を多角化されるという中で、ねぎ栽培を順次拡大されているというような状況です。

16 につきましては、兄弟間での所有権移転になります。当該農地は宅地造成された一角に存在しており、その部分は宅地の造成には不向きという中で、農地として継続していると。弟さんのほうで、今回、取得されて、野菜作りを進めていくというものでございます。

17 番につきましては、受人は、この農地の隣接農地を所有されている中で、今回、接続する農地についても、渡人の申し出もあり、取得されて耕作を行うというものでございます。

それから 18 番につきましては、受人のほうで、ぶどうの栽培する農地を探していたと。そういった中で、今回、それ用の農地を取得されたものです。隣接地では、受人のほうで既に耕作も行っている農地があるということで、その隣接地の農地を取得されたものでございます。

19 番につきましては、農家創設の案件です。かなり広い面積を、今回、取得されておいでになります。まだ受人は会社勤めをされているという中で、奥さんの実家のほうの農作業、果樹栽培ですけども、作業を手伝いながら、義理のお父さんのほうから栽培に関する技術等を学んでいらっしゃるということで、5 年ほどの経験がおありになるようなんですけども、知識は非常に深いものがございます。行く行くは、専業農家としてやっていきたいというような構想をお持ちです。目標としては、ご自身の経営基盤を確立するというよりも、農地として、次世代、将来につなげていきたいというような思いをお持ちでいらっしゃいます。また、委員のほうから、いろいろな新規就農に関わる支援制度があるということで、アドバイスがあったんですけども、義理のお父さん

から本気でやるのであれば、自前で支援事業などは使わずに行ったほうが良いというようなアドバイスの中で、今回、農家創設に至ったということでございます。ということで、いずれも許可相当として判断をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入りますが、この案件の前に、先ほど事務局から報告がありました先月の件で、何か報告に対するご質問はありますか。質問された委員さん、よろしいですか。それでは、この案件について、質疑に入りたいと思います。事務局説明並びに各調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。

南部調査会長、ちょっと教えてください。番号 12 のセダムって何なんですか。

和田地区調査会長 多肉植物、サボテンとか。

議 長 切り花ですか。食べるんじゃないくて。

曾根会長代理 切り花です。

議 長 切り花。勉強になりました。他、ご質問ございますか。よろしいですか。それでは、なければ採決に入ります。議案第 234 号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成を確認できました。よって、議案第 234 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 235 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹 兼 事務局 長 補佐 議案第 235 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 7 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 件でございます。本件は、農業用倉庫を建築する転用案件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。なお、先月の総会で許可すべきものとして決定をいただき、県に進達しておりました農地法第 4 条の 2 件は、全て許可済みとなっております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、中部地区調査会長から、1 番について、補足説明並びに検討結果に基づいた意見と報告をお願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。1 番、これは農業倉庫建設に伴う自己転用の追認案件であります。申請人は、現在、この真島地区なんですけれども、大規模に農業をやっている方でありまして、近いうちに長女夫婦が農業を継ぐということにしているた

め、新たに農業用倉庫を建設するということにしております。ただし、先代が亡くなっているんですけども、農地法を理解しないで申請地に木造建築を建てておりまして、今回、顛末書を提出してもらって、正式に移転の許可を受けるということで進めてきました。現地で申請者と一緒に内容を確認しましたがけれども、周辺農地の営農状況に支障はないため、許可相当ということで判断をいたしました。以上になります。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手を求めます。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、ご質問がないようでございますので採決に入ります。議案第 235 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 235 号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 236 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第 236 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 9 ページをご覧ください。番号 1 番から次ページの 5 番までの 5 件でございます。9 ページをご覧ください。1 番は駐車場を設置する転用案件です。2 番も駐車場を設置する転用案件です。3 番も同じく、駐車場を設置する転用案件です。4 番は事務所の建築と駐車場を設置する転用案件です。備考欄に農振除外日と記載がありますとおり、令和 6 年 6 月 10 日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。5 番は倉庫の建築と作業場を設置する転用案件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。また、先月の総会で許可すべきものと決定いただき、県に進達しておりました農地法第 5 条の 6 件の案件は、全て許可済みとなっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から 1 番及び 2 番について、お願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番、2 番ともに賃貸借権の設定による転用

案件でありまして、1 番につきましては、受人の駐車場が不足しているということから、近隣にある農地を取得して、駐車場として利用したいというものであります。既に砂利等入っているということで追認案件になりますが、他の農地への影響は少なく、許可要件を満たしておるということで、許可相当と判断いたしました。2 番につきましては、これも賃貸借権の設定であります、借人は株式会社●●でありまして、国道 18 号の赤沼地籍にある、大きなショッピングモールの店舗を営業しております。この施設につきましては、大水害を受けまして、また業務を再開したショッピングモールであります。従前からの駐車場で営業してきたわけでありまして、営業当初取得できなかった部分がありましたけれども、そこが賃貸借権の設定の協議が成立したということで、駐車場を拡張して利用したいというものであります。一部、追認案件になりますが、本件も他の農地への影響は少なく、許可要件を満たしておりまして、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、3 番から 5 番、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。3 番ですが、既に駐車場として使用がされていた中での追認案件であります。受人は飲食業とあるんですけれども、猫カフェの宿泊版を営業されているということで、そのための駐車場としての使用ということであります。当該農地につきましては、平成元年に受人の父親が転用の申請を行っていましたが、事業は実施されず、そのままになっていたというものであります。今回、改めて転用を正式に申請されたものでございます。周辺への影響についてはないという状況でございます。

4 番につきましては、昨年の 6 月に農振除外が行われております。鉄工所の用地としての転用であります。受人は、事業が堅調に推移している中で、事業地の拡大ということでの転用になるわけですが、クレーン施設の動く方向に事務所があるという中で、労働基準監督署監督官のほうから是正を求められていたというようなこともあり、また、機能的に、立地的に工場敷地を分けるというようなことから、今回、取得して転用を行うというものでございます。当該地は豊栄の一番上の集落から、さらに地蔵峠方面に 2、3 キロ向かった山の中というような所、その道路脇の山の中というような立地です。この農地についても耕作もされず、かなり荒れていた状況であったということです。特に周囲への影響もないというものであります。

5 番につきましては、やはり倉庫が建築されていた中で、手続

きがなされなかったという追認の案件であります。当初、畑の一角に農業用、また貸し人が営業している資材というか、営業用の倉庫として建設され、使用されていたというものでございます。現在は、借り受人のほうで金属加工の工場として、ほぼ全てを使用されているというような建物であります。当該農地は申請人の住宅と市道に挟まれた農地で、鍵状、細い部分と一角がその敷地となっております。ということで、特に周囲への影響もないものであります。ということで、いずれも許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長から報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。特別ございませんか。

善財地区調査会長 すみません。

議 長 善財委員。

善財地区調査会長 3番につきまして、東部調査会長の説明ですと、受人の親の時代に取得をして転用をする予定があったという説明がありましたけれども、農地法の許可を受けて進めてきたのか、そうじゃなくて話だけで終わったのか、その辺、説明いただければと思います。

近藤地区調査会長 今回、改めて所有権移転ということなので、そのときは転用の申請のみが行われていたと思われます。そんな中で、転用の計画については実施されず、そのまま現在に至っていたというようなことと理解しております。

議 長 事務局、補足はありますか。

笠井主幹 兼 事務局長 補佐 すみません。今、確認取っているところですので、しばらくお時間いただけたらと思います。

許可までは受けておりません。

議 長 あくまでも申請をしようとしただけかな。

笠井主幹 兼 事務局長 補佐 そうだと思われます。

議 長 そのままになっていて今回、転用申請を出したと。

笠井主幹 兼 事務局長 補佐 はい。今回、出てきたというところです。

議 長 質問者、よろしいでしょうか。

善財地区調査会長 了解しました。

議 長 他、いかがでしょうか。それでは、意見が出尽くしてございますので、これより採決に入ります。議案第236号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第236号に

つきましては、許可相当と決定をいたしました。

続きまして、議案第 237 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹 兼 事務局長 補佐 議案第 237 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明申し上げます。本冊の 11 ページをご覧ください。相続した農地が高い評価額により、相続税を課税されると、農業を継続したくても、その税金を払うために売却せざるを得ないという問題が生じるため、相続した農地で、引き続き農業をしていく場合は、一定の要件の下、相続税の全部または一部の納税が猶予される制度です。この制度を利用して税務署へ申告するためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主な要件としまして、相続人は、引き続き農業経営を行うと認められる方であることです。本件は、番号 1 番の 1 件でございます。相続人は、長野市大字東和田●●、●●氏。特例適用農地等面積は 714 m²で、その他の内容は記載のとおりです。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、西部地区調査会長から番号 1 番について、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。本件農地は、市街化区域内の農地でありまして、相続人は被相続人の妻で、被相続人と同居し、農業を行っておりました。今後も本件農地で、タマネギ栽培を行うということであり、年齢も 59 歳と、農税猶予の 20 年間、農業に従事できること等、調査会では適格者と判断いたしました。以上です。

議長 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議長 長 それでは採決に入ります。議案第 237 号に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 237 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 238 号、農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から議案の説明をお願いいたします。

農業政策課 中野主事 農業政策課の中野と申します。農振除外の案件について、説明させていただきます。お手元資料の上に別冊とございます第 25 回

農業委員会総会議案、農振除外等に係る意見聴取についての1ページをご覧ください。資料1ページに、除外案件受付表がございます。今回の農業振興地域整備計画の変更は、除外4件、軽微変更2件です。

それでは、詳細を説明させていただきます。2ページをご覧ください。除外ナンバー1番です。事業計画者は、●●で、申出地において、既に宅地の庭として活用しているため、申し出するものです。除外申出地は、若穂綿内字八王子●●、地目は畑、除外面積は241㎡、河東土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はございません。農地法は1種農地ですが、集落接続により転用見込みあり、開発許可は、建築物がないため許可不要となっております。除外6要件につきましては、②番については、この後の案件も同様なんです、地域計画策定中のため、要件から除いておりますが、その他については満たしている状態です。続いての内容説明ですが、申請地は、現在、転用事業者●●の自宅の敷地として利用されております。●●の亡き父の時代に農振法、農地法の手続きを経ないまま、自宅の庭として活用してきてしまったため、是正のために申し出するものです。3ページ以降に、位置図、配置図、申出地の現況写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。

続いて、6ページをご覧ください。除外ナンバー2番になります。事業計画者は、●●で、申出地において、駐車場及び作業場を整備するため、申し出するものです。除外申出地は、中条御山里●●、地目は畑、除外面積は179㎡のうち59㎡、土地改良区はございません。農地法は2種農地ですが、既存の拡張により転用見込みあり、開発許可は都市計画区域外のため許可不要となっております。除外6要件は、全て満たしていることを確認しております。続いて、内容説明ですが、申出者は、近隣の農地において、ズッキーニ等を生産しております。今回、親類を農業に従事させるに当たり、駐車場が不足するため、除外申出をするものです。8ページ以降に、地図、立面を記載したカタログ、平面図、申出地の現況写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。

次に、11ページをご覧ください。除外ナンバー3番になります。除外申出者は、●●で、申出地において、住宅を建設するため、申し出するものです。除外申出地は、篠ノ井有旅字前田●●、地目は畑、除外面積は1,989㎡のうち、525.02㎡、土地改良区はございません。農地法は1種農地ですが、集落接続により転用見込みあり、開発許可は、都市計画区域外のため許可不要となっております。除外6要件は、全て満たしている状況です。続いて説明

ですが、事業計画者である●●は、申出人、父である●●の土地に住宅を建設するために除外申出するもので、将来的には、父の所有地を相続し、農地を含めて土地を管理し、農作物を耕作していきたいと考えているとのこと。12 ページ以降に、位置図、配置図、立面図、面積求積表、申出地の現況写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。

次に、17 ページをご覧ください。除外ナンバー 4 番になります。事業計画者は、●●で、申出地において、農家住宅を建設するため、申し出るものです。除外申出地は、若穂保科字大道添●●、地目は畑、除外面積は 318 m²、土地改良区はございません。農地法は 1 種農地ですが、集落接続により見込みあり、開発許可は、農家住宅のため許可不要となっております。除外 6 要件につきましては、全て満たしている状況です。続いて内容説明ですが、転用事業者である●●は、申出地隣接の農家住宅において、申出者である●●、母と同居し、会社勤めの傍ら農業にも携わっておりますが、このたび、生活面での独立を思い立ち、別棟住宅の建設を計画したものです。18 ページ以降に、地図、配置図、立面図、申出地の現況写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。

続いて、軽微変更の説明をさせていただきます。22 ページをご覧ください。軽微変更の 1 番になります。地権者が●●で、申出地において、既に農業用倉庫を建設しているため、追認の案件となります。申出地は、若穂綿内字菱田●●、地目は畑、軽微変更面積は、455 m²のうち 83.39 m²です。農地法は、農用地区域内における農業用施設のため転用見込みあり、開発許可は、60 条証明により許可不要となっております。除外 6 要件についてですが、全て満たしていることを確認しています。続いて内容説明ですが、事業計画者は、若穂綿内で耕作をしているが、農業用倉庫について、手続きは必要と知らず活用してきたため、今回申し出るものです。23 ページ以降に、位置図、平面図、立面図、現況写真を添付しておりますので、ご覧ください。

最後 28 ページをご覧ください。軽微変更のナンバー 2 番になります。事業計画者●●は、申出地において、農業用倉庫を建設するため、申し出るものです。申出地は、長野市大字風間字宮河原●●、地目は田、軽微変更面積は 2,317 m²のうち 38 m²、長野平土地改良区、善光寺平土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はございません。農地法は、農用地区域内の農業用倉庫のため見込みあり、開発許可は、60 条証明のため許可不要となっております。除外 6 要件ですが、全て満たしていることを確認しています。続いて内容説明ですが、事業計画者は風間で耕作を

しているが、農業用倉庫が必要のため、今回、申し出するものです。29 ページ以降に、位置図、配置図、平面図、申出地の現況写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただ今、農業政策課よりご説明をいただきました。それでは、地区調査会長から補足説明、並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いをいたします。最初に、北部地区調査会長から、別冊 28 ページの軽微変更、番号 2 番について、お願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。議案の受付表の一番下にあります軽微変更の 2 番の説明をいたします。本件につきましては、自分の耕作地の一角に農業用倉庫を造りたいというものでありまして、農振除外については問題ないということで調査会結論にいたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、別冊 6 ページの除外番号 2 番について、お願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。2 番につきまして、内容につきましては、事務局説明のとおりです。本件土地を駐車場とズッキーニを出荷するための作業場にして、安定した農業を行いたいということでの除外ですので、やむを得ないものと認められます。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、別冊 11 ページの除外番号 3 について、お願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。南部地区の調査会では、除外番号 3 番について審議をいたしました。本件申出地は、篠ノ井有旅の県道沿いにある土地でございます。先ほど農業政策課から説明がありましたとおりでございます。事業計画者は将来的に除外予定地に隣接する農地等を父から相続し、農業を行っていきたいと考えておられます。住宅の建築を計画されたということでございます。南部地区調査会では、審議の結果、周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるということで、問題なしと判断いたしました。以上です。

議 長 それでは続きまして、東部地区調査会長から、別冊 2 ページの除外番号 1 番及び 17 ページの除外番号 4 番、さらには、22 ページの軽微変更番号 1 番、この 3 件について、ご報告をお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。除外番号 1 番ですが、既に庭として活用されているものの是正、追認の案件です。事業計画者と土地所有者は、いとこ同士ということで、それぞれ亡くなっている父親同士が兄弟という中で、事業計画者は分家に出られたという

ような関係です。そういった中で、住宅部分は手続きが済んでいた中で、それに接続していた農地、田んぼですが、そちらについては、お兄さんの所有という状態で庭として利用されていたということで、今回、是正を行うものでございます。

除外番号4番ですが、別棟住宅の建設ということでの転用で、計画者と所有者が親子関係になります。当該農地は、土地所有者のお母さんのほうで10年ほど前に購入されて、野菜等を耕作されていたということですが、今回、息子さんのほうで住宅を建設されるということで、周辺への影響等はないというものであります。

最後に、軽微変更の1番、農業用倉庫の設置ですが、現在、4棟の倉庫が設置されております。これも追認の案件であります。こちらについては、この事業計画者が農業、耕作を行っていく上で必要な倉庫ということであります。ということで、いずれも除外可と判断したものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の農業政策課の説明及び地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、質問を打ち切ります。採決に入ります。議案第238号について、農振除外及び軽微変更が相当と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第238号は、原案のとおり相当と決定し、長野市長に意見を提出いたします。

農 業 政 策 課 中 野 主 事 議 長 ありがとうございます。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今、事務局から農地法第5条の質問に対する回答が、一部確認をしましたら、誤っていたということで、訂正し、改めてご報告をするということで、事務局からご報告をお願いします。

笠 井 主 幹 兼 事務局 長 補 佐 申し訳ございません。発言の訂正をお願いさせていただきたいと思えます。本冊の10ページをご覧くださいと思えます。10ページの3番でございます。農地法第5条の関係でございます。善財地区調査会長から、先ほどご質問がありましたが、本件、先ほど近藤地区調査会長のご説明の中で、令和元年に受人の父が除外申請をしたが、事業を実施していなかったため、改めて再申請をしたと、そこら辺のところで県の許可が下りていたのかどうかというご質問だったかと思えます。私の回答は、県からの許可は下りていませんというものでした。大変、申し訳ございません。

確認しましたところ、許可は下りておりました。当初、令和元年に受人の父親が別荘として転用の申請をしたと。ただ、コロナの関係で事業の実施完了までいかなかった。県の許可は下りていたのですけれども、建築まで至らずに、そのまま更地で放置されていたと。本来でありますと、許可が下りておりますので、取り消しという作業が必要になってくるのですけれども、この受人の父親が既に亡くなっておりまして、亡くなっておりまして、この許可の取り消しという申請が必要ではなくなると。それは県のほうにも確認を取りまして、この作業が、今回、抜けておりますので、善財地区調査会長の質問に至ったかと思います。ですので、今回、前回の申請者死亡のため、許可の取り消しが無いまま、改めて使用目的が違っておりますので、今回、駐車場ですので、目的も違うということで、新たな申請という形になっております。説明は以上でございます。

議 長 質問者、よろしいでしょうか。

善財地区調査会長 了解しました。

議 長 他の委員の皆さん、よろしいですかね。説明内容、分かりました。

それでは審議を続けます。続きまして、議案第 239 号 非農地決定について、事務局から説明をお願いします。

笠井主幹 議案第 239 号 非農地決定について、ご説明申し上げます。本冊 13 ページをご覧ください。番号 1 番から 16 ページの 103 番まででございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映されます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。16 ページをご覧ください。面積の集計を載せてあります。今月、ご決定いただくものは、山林が 28 筆、面積が 17,187 ㎡、原野が 75 筆、面積が 54,018.74 ㎡、合計で 103 筆、71,205.74 ㎡でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。当案件につきまして、発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。特にございませんかね。

【意見なし】

議 長 それでは意見がございませんので、採決に入ります。議案第 239 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を

求めます。

【全員挙手】

議長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 239 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 74 号 農地法第 4 条の規定による届出について、報告第 75 号 農地法第 5 条の規定による届出について、報告第 76 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について、事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹 報告第 74 号 農地法第 4 条の規定による届出について、ご報告申し上げます。本冊の 17 ページをご覧ください。番号 71 番から次ページの 77 番までの 7 件でございます。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届出ればよいことになっております。4 条の転用届出となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届出です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては、記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 75 号 農地法第 5 条の規定による届出について、ご報告申し上げます。19 ページをご覧ください。番号 151 番から 22 ページの 165 番までの 15 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届出で、農地の権利移動を伴う転用届出になります。内容につきましては、記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 76 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 2 アール未満の届出について、ご報告申し上げます。23 ページをご覧ください。番号 1 番から 3 番までの 3 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で、要件に当てはまる場合は、4 条許可が不要で、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容につきましては、記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件の 3 件について、ご説明いたしました。よろしく願いいたします。

議長 ただ今、事務局から報告第 74 号、第 75 号及び第 76 号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。特にございませんかね。

【質疑なし】

議長 それでは質問がないようでございます。報告案件でございます

ので、ご了解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、報告第 77 号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐

報告第 77 号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告について、ご報告申し上げます。本冊の 25 ページをご覧ください。番号 1 番から次ページの 4 番までの 4 件です。本件は、年に 1 回、年度末にご報告をしております。太陽光パネルの下で営農を行う太陽光発電設備につきましては、転用期限を限定した一時転用の取り扱いになります。期間は原則 3 年となっておりますが、3 番を見ていただきますと、期間が 10 年となっております。担い手が所有している農地、または賃借権等を設定している農地で営農を行う場合や、荒廃農地を活用する場合、第 2 種農地、または第 3 種農地を活用する場合といった条件の場合は、10 年の期間となります。いずれも下部農地における営農の継続を前提としておりますので、国、県の指導に基づき、転用許可を受けた者は下部の農地で生産された農作物に係る収量等の状況を、収穫した年の翌年 2 月末までに、許可権者の長野県に報告することになっております。4 件の報告内容は記載のとおりですが、農作物の状況報告に際しては、報告内容が適切であるかについて、知見を有する者の確認を受けることとなっております。

1 番をご覧くださいと思います。穂保地区でのワラビの栽培です。右側の報告内容にも書いてありますとおり、10 アール当たりの単収量は 122.7 キログラムで、前年の 128.5 キログラムより 5.8 キログラム減少しております。

続きまして、2 番でございます。小田切塩生地区でのワラビ栽培です。単収量は 201.9 キログラムで、単収目標に対して、118 パーセントの達成率となっております。

3 番をご覧ください。若穂地区での花と野菜のポット苗の栽培です。単収は 10 アール当たり 3 万 9,000 個で、全国のパンジー苗の平均単収は、4 万 3,000 個となっております。

次のページ 4 番をご覧くださいと思います。松代地区で、ブルーベリーを栽培するものです。令和 5 年 5 月に作付けした苗木は、無収穫、本年度増やした苗木は、10 キログラムの収穫でございました。10 アール当たりの目標単収量 400 キログラムに対しては、目標に達しておりません。以上、4 件の報告書を許可権者である長野県に提出いたしましたので、ご報告申し上げます。以上でございます。

議

長

ただ今、事務局から報告第 77 号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。いいですか。営農型発電施設の

下部農地における農作物の状況ですね。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは報告案件でございます。ご了解いただきたいというふうに思います。

次に、その他農業委員会業務に係る事項についての審議になります。議案第 234 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の検証・見直しについて、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

笠 井 主 幹 議案第 240 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
兼 事務局 長 補 佐 令和 4 年度から令和 8 年度の検証、見直しについて、ご説明をさせていただきます。資料ナンバー 1 をご覧ください。

現在の指針策定から 3 年目に当たるため、検証と見直しを行うことで提案をさせていただいております。本案件につきましては、2 月の各地区調査会において、ご説明をさせていただきましたが、修正に至るご意見はありませんでした。しかしながら、表示方法等を修正しましたので、その点につきまして、説明をさせていただきます。

資料の 2 ページ、4 ページ、6 ページの各目標の数値につきまして、整数表示または小数点 1 位の表示に統一を図りました。修正点につきましては、以上でございます。なお、地区調査会でも説明させていただきましたが、現在の指針の目標に対しましては、順調に達成できております。この成果は、委員の皆さまのご尽力の賜物でございます。引き続きご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

説明は以上でございます。事務局として提案させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より長野市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針の中間フォローについて、見直しについての説明をいただきました。それぞれ地区調査会で、ご審議をいただいていると思います。併せて、今回、この場で農業委員のお立場を含めて、この内容につきまして、ご発言のある方、ご質問、ご意見を含めて、お願いをいたします。いかがでしょうか。

今、事務局からの説明がありましたように、それぞれの項目において、全ていわゆる上方修正ですね。おかげさまで全て目標を達成しているということで、仮想するという意味で、令和 9 年 3 月に向けて、新しい数値に見直しをした形で提案をさせていただいてることは、それぞれご理解いただいております。これは、おかげさまで常日頃の農業委員、最適化推進委員の活動のまさに成果じゃないかなというふうに、私は確信をしております。そういった面では、これを機に、さらに、なおかつ今回は、この中に地

域計画が新しく加われました。そういった面も含めて、より県、国の目標値であります数値に行けるよう、努力してまいりたいと思います。

特に、ご意見ございませんか。よろしいですか。

【質疑なし】

議長 それでは、この内容について、農業委員会としての確認をしたいと思います。議案第 240 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。よって、議案第 240 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の検証・見直しにつきましては、原案のとおり、決定をいたしました。ありがとうございます。

それでは、本日、予定をしておりました議案につきましては、全て終了いたしますけれども、委員の中から議案に相当するご発言があれば、お願いをいたします。

奥山委員長 いいですか。

奥山委員長 奥山さん。

奥山委員長 すみません、ちょっと教えてもらいたいんですが、この本冊の 11 ページに、相続税猶予っていうのがありますよね。それで、畑が 724 で、そのうちの 714 を適格者証明するってことなんだけど、残りの 10 って何。

笠井主幹 兼事務局長補佐 よろしいでしょうか。

笠井主幹 兼事務局長 どうぞ。

笠井主幹 兼事務局長補佐 その差、10 ㎡ございます。こちら、農地を確認いたしまして、農業用倉庫が建っておりました。その部分につきましては、適正な農地管理ではございませんので、その面積部分だけ除いてあると。ですので、全体面積から倉庫部分の 10 ㎡を除いた部分だけを、農税猶予をかけるという考え方になります。

奥山委員長 じゃあ、建物は納税するってことなんだね、逆に言えば。

笠井主幹 兼事務局長補佐 建物部分の面積についてはそうです。

奥山委員長 でも、それ自体が。

笠井主幹 兼事務局長補佐 相続はしているんですが、税金がかかってくるということですね。

奥山委員長 ただ、極端な話、その 10 ㎡について、これは許可が要るか要らないかは別として、そういうのが転用かけてあるのかどうかというのがあるかなと、10 ㎡だからいいんか。

笠井主幹 届出が必要になってきます。

兼 事 務 局 長 補 佐

奥 山 委 員

だから、そういうものを出しておかないといけないんじゃないかと思っただけ。

笠 井 主 幹

兼 事 務 局 長 補 佐

同時に指導と言ったら変なんですけど、ご相談させていただいているところですね。

議 長

質問者、よろしいですか。

奥 山 委 員

いいです。

議 長

他、いいですかね。ありがとうございます。おかげさまで非常にスムーズに進行できました。私の担当するところにつきましては、全て終わりましたので、進行を曾根代理にお願いします。

曾 根 会 長 代 理

青木会長、ありがとうございます。以上で、本日の議事は終了となりました。次に8のその他に移ります。本日、議事全体を通しまして、皆さまから何かご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。はい、どうぞ。

清 水 委 員

清水です。農家相談会をやらせていただいたんですが、そこで感じたことは、できれば、農業公社、それから農業委員会、それから農業政策課含めてデータベースを、要するに貸したい、あるいは借りたい、借りたいは少ないんですけど、貸したいっていうデータベースを作って、いろいろネットかなんかで見れるように、ぜひともしたほうがいいんじゃないかなと。なかなか、我々も情報はつかむんですけど、後は農業公社に投げるだけというように、農業公社もそんなにPRしているわけではないんで、ぜひ今どきですから、データベース作って、ポンと押せば出てくるというように、ぜひとも各々予算がかかると思うんですが、その三者でぜひともそういうふうにしたほうがいいんじゃないかなと思うんで、ちょっと申し上げました。以上です。

曾 根 会 長 代 理

事務局から、何か。

松橋事務局長補佐

事務局の松橋です。そのような声があるというのは承知しております。公社とも、ちょっと調整をする必要があるかなと思います。実際のデータベースを作るとなると、実際は、その農地についてのかかなり細かい属性も調査して公開する、どこまで公開できるかっていうのもあるんですけど、問題があると感じていました。例えば、果樹にすれば、どんな品種が植わっているか、桃なのか、ぶどうなのか、りんごならどういう品種なのか。その仕立て方はどうなのかとか、どのような機械が入る土地なのかとか、その借りたい人の条件によって、かなり細かい属性と言いますか、情報を収集する必要があるかなと思っています。もっと言うと、今は耕作しているんですけども、あと何年後にやめたいので、それを引き継ぎたいとか、そういったものの細かい情報を集めて、マッチングをしていくというのが理想かなと思います。ただ、

それらを集めて情報の更新というのも必要になりますので、また1年ごとに状況が変われば、それも更新をかけていかななくてはならないということで。かなり情報を集めたりとか更新するのに手間もかかってくるということで、それをITですとか、そういったものを活用して、うまく情報を管理できていくような仕組みができればいいかなと思っているんですけども、現状ですと。

浅川参事 兼 事務局 長 ありがとうございます。加えて補足いたしますけれども、実は職員の間では、そんな話をしていまして、先進地等では、ホームページで公表してて、移住、定住の推進にもつながるということで、それをどうやっていくかっていう話で、農業委員会の事務ということではないだろうと。市としての、つまり農林部、あるいは公社の事務になるであろうと。しかしながら、農業委員さんたちの活動では、これは必要な情報になるということなものですから、事務局といたしますと、農業委員会の事務ではないものの、農業委員会の事務局としては、推進に向けて研究していこうと。その場合、市単独でやるよりも、長野県とかこういった広域的に、長野市だけでなく、周辺の市町村も、多分同調されると思いますので、そこについて、県も巻き込んでやっていったほうがいいんじゃないかということで、また来年度に向けて研究させていただきたいと、こんなふうに、今考えておったところです。ありがとうございました。

曾根会長代理 清水委員、どうぞ。
清水委員 そんなに詳細ではなくて、農業公社に、若干データベースっていうんですか、パソコンに入っているんですけど、その程度で、例えば、若槻の辺で田んぼを借りたいとか、あるいは畑を借りたいというような話があったら、貸したいという人の登録だけしておけば、借りたいという人がいたら、若槻で借りたいって押したら出てきたと。5件出てきたと。5件出てきたら、借りたい人なんだから、農業公社を通じてでもいいですが、現場を見て何が植わってるとか、荒れてるとか、そういうことで、できるところからやって、理想的なことにだんだん近づけるのはともかくとして、できるところから、今、農業公社のベースがあるんで、それはもう少し発展的にうまくしたほうがいいんじゃないかなというようにことを私は思うんですが、いかがでしょうか。

松橋事務局 長 補佐 公社の情報をどういうふうに出してくかっていうのも、また公社とも、その件ちょっと調整と言いますか、相談をしてみたいと思っております。よろしいでしょうか。

曾根会長代理 よろしいでしょうか。

清水委員 はい。

曾根会長代理 他には。どうぞ。

善財地区調査会長 善財です。ただ今、清水委員さんからの発言については、全くそのとおりだという思いでおります。豊野地区では、12月、1月、2月のこの冬場の3か月間、計3回にわたって農地相談会を開催しまして、その中で寄せられた農地を貸したい、売りたい、借りたい、買いたい、そういった相談を受けておりまして。年1回ではありますけれども、『広報ながの』の配布と併せて、4月号の回覧版で、そういった情報があるということを地区の皆さんに、お知らせをしておりますけれども。どこの地区もそうですけども、市の公社の担当職員さんが調査会に出席をされて、マッチングの協力をいただいている。また、農業委員を通さずに、直接、農業公社への貸し借り希望、売買希望、そういったものについても、公社の職員によって対応されているということで、全くそういったデータベースってというのは、細かく把握しておくほどいいんですけども、ただ今の清水委員さんのとおり、どこに田んぼの貸し出し希望がある、どこに畑の貸し出し希望がある、そういった完璧なものじゃなくて、まず、そういった希望が、意向があるということを出すことが、第一段階かなというふうに思いますし、浅川局長さんからも完璧な制度で全県下というような話もありましたが、取りあえず長野市内において、簡単な情報だけでも、ホームページの一角に、公社なり農業委員会なり、それはどこでもいいですけど、市のホームページの中に、ちょっと一部にデータを出すというような形で取り組んでいくのがいい方法ではないかなというふうに、私は思っております。以上です。

曾根会長代理 よろしいでしょうか。

浅川参事 農業委員会として、正式に農林部に、こういった要請があったということをお伝えしながら、事務レベルで検討を早急にしたいと思っております。ありがとうございました。

曾根会長代理 よろしいでしょうか。

善財地区調査会長 はい。

曾根会長代理 他に。あと、事務局から連絡事項、よろしいでしょうか。

西村事務局長補佐 私から連絡事項を2点、申し上げます。まず、今後の日程について、お手元の総会次第の下段をご覧ください。次回、第26回総会は、3月27日木曜日、午後1時30分から第2庁舎10階の会議室203で行いますので、よろしくお願いいたします。続きまして、次第の裏面をご覧ください。2の3月の地区調査会及び農家相談会の日程につきまして記載してございますので、よろしくお願いいたします。3の今後の会議等の日程につきましては、4月開催の役員会、総会及び合同研修会の日程を追加しましたので、日程の確保をよろしくお願いいたします。

続きまして、連絡事項の2点目になりますが、本日の午後1時

から、この会場におきまして、第2回農業委員会合同研修会を開催いたします。総会終了後、会場の準備をいたしますので、恐れ入りますが、委員の皆さまは、いったんご退室をお願いいたします。準備が整いましたら、お声掛けをさせていただきますので、お弁当を注文された委員の皆さまは、代金と引き換えで、お弁当とお茶をお受け取りいただき、この会場でお召し上がりください。なお、1時から合同研修会を開始しますので、5分前には、ご着席をお願いいたします。私からの連絡事項は以上です。

曾根会長代理 ありがとうございました。以上で第25回の総会を終了といたします。ありがとうございました。